

(別紙) 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>4 地域再生計画の目標 (略) (目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を65.9%から<u>78.2%</u>に向上) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 豊かな自然環境を保全し、魅力ある快適なまちづくりを進めるため、公共下水道(平成18年3月認可済み)については、認可区域の早期整備の促進を図り、<u>農業集落排水施設(平成22年3月事業採択予定)の整備を進め</u>、公共下水道と農業集落排水施設の事業区域を除く市内全域について、個人設置型の浄化槽の設置促進に努め、汚水処理施設の効果的な整備を図る。あわせて、自然環境の保全や住居環境の充実を図るための事業を行う。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [事業主体] いずれも那珂市 [施設の種類] ・公共下水道、<u>農業集落排水</u>、浄化槽(個人設置型) [事業区域] ・公共下水道 那珂市の認可区域 ・<u>農業集落排水</u> 那珂市鴻巣地区 ・浄化槽(個人設置型) 那珂市の全域(ただし、公共下水道・農業集落排水施設の事業区域を除く)</p> | <p>4 地域再生計画の目標 (略) (目標1) 汚水処理施設の整備の促進 (汚水処理人口普及率を65.9%から<u>76.0%</u>に向上) (略)</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 豊かな自然環境を保全し、魅力ある快適なまちづくりを進めるため、公共下水道(平成18年3月認可済み)については、認可区域の早期整備の促進を図り、公共下水道と農業集落排水施設の事業区域を除く市内全域について、個人設置型の浄化槽の設置促進に努め、汚水処理施設の効果的な整備を図る。あわせて、自然環境の保全や住居環境の充実を図るための事業を行う。</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [事業主体] いずれも那珂市 [施設の種類] ・公共下水道、浄化槽(個人設置型) [事業区域] ・公共下水道 那珂市の認可区域 ・浄化槽(個人設置型) 那珂市の全域(ただし、公共下水道・農業集落排水施設の事業区域を除く)</p> |

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成20年度～23年度
- ・ 農業集落排水 平成22・23年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成20年度～23年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 φ200・250mm 16,000m
- ・ 農業集落排水 φ150～250mm 4,900m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 640基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で3,800人、農業集落排水で300人、浄化槽で1,800人

[事業費]

| | |
|---------------|---------------------------|
| 公共下水道 | <u>1,350,000</u> 千円 |
| | (うち、国費 <u>675,000</u> 千円) |
| <u>農業集落排水</u> | <u>440,000</u> 千円 |
| | (うち、国費 <u>220,000</u> 千円) |
| 浄化槽 | 208,200千円 |
| | (うち、国費 69,400千円) |
| 合計 | <u>1,998,200</u> 千円 |
| | (うち、国費 <u>964,400</u> 千円) |

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成20年度～23年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成20年度～23年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 φ200mm 14,500m
- ・ 浄化槽（個人設置型） 640基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道で3,600人、浄化槽で1,800人

[事業費]

| | |
|-------|---------------------------|
| 公共下水道 | <u>870,000</u> 千円 |
| | (うち、国費 <u>435,000</u> 千円) |
| 浄化槽 | 208,200千円 |
| | (うち、国費 69,400千円) |
| 合計 | <u>1,078,200</u> 千円 |
| | (うち、国費 <u>504,400</u> 千円) |